

携帯電話やインターネットなどの使用に関する提言

山形県連合小学校長会 生徒指導委員会

本県では、児童の携帯電話（スマートフォンを含む）や、インターネット接続機器（ＰＣの他、ゲーム機・音楽プレーヤなどを含む）の所持率・使用率が年々増加し、犯罪やトラブルに児童が巻き込まれたり、ネット依存に陥るケースが出てきたりしており、大変憂慮すべき状況です。

また、全国学力・学習状況調査などから「家庭学習の時間が短い」「スマートフォンなどの利用時間が長い」といった課題が見えており、相関が指摘されている学力調査結果にもその影響が見えています。

以上のことから、携帯・インターネットなどの利用について学校としての対応が求められています。

そこで、アンケートの集計分析などの結果を踏まえ、山形県連合小学校長会生徒指導委員会において、以下のことを提言します。

提 言

1 児童への指導について

学校の実態に応じ年間計画を立て、全学年で発達段階に応じた指導を行いましょう。

- ・情報モラル（ネットの特性・安心安全に使うために・友だちとの関係など）
- ・メディアコントロール（長時間利用の害・安心な利用方法など）

2 保護者への情報発信について

校長・学校から情報機器のメリット・デメリットを含め、保護者への情報発信を行い、保護者の意識を高めましよう。

- ・インターネットや各種メディアに関係するトラブル例も含んだ実態の紹介
- ・所持・利用に関する保護者の責任の明確化

3 連携について

いじめ・犯罪やネット依存を防止するために、他の組織や関係機関との連携を図り、取組の充実と拡大に努めましよう。

- ・学校間（幼・保・小・中・高・特支）
- ・ＰＴＡ（地区ＰＴＡ・単位ＰＴＡ）
- ・その他関係機関（教育委員会・警察・社会福祉関係機関・通信関係会社など）

県ＰＴＡ連合会提唱の「山形方式“ネットモラル講習会”カリキュラム」を活用ましよう。

4 ルールづくりについて

インターネットトラブルから児童を守るため、低学年からの有効なルールづくりを強く働きかけましよう。

（ルール例）

- ・利用時間（夜は時間を決めて親に預ける）
- ・困った時の対応
- ・利用するアプリなどの制限
- ・フィルタリングの徹底など

市町村単位、中学校区単位などで児童生徒、ＰＴＡと連携してルールをつくって成果を上げている地区もあります。（時間制限・アウトメディアデーなど）

5 教職員への指導について

校内での研修などを通し、インタ - ネットトラブルの現状や児童・保護者などへの指導や情報発信のあり方、教職員自身のトラブル防止について指導を徹底ましよう。

- ・アンケート結果を利用した研修
- ・「教職員のＩＣＴ機器利活用に係る基本ルール」の徹底

(参考資料)

インターネット等の利用に関する安全教室の申し込み先一覧

	講習会名称	対象者	講習内容	所要時間	費用	申し込み先	備考
1	ネットモラルのルールとマナー(各教育事務所:青少年指導担当による講話)	小中学生	ネット利用のルールとマナー 児童生徒に対して、ネットでのエチケット(ネチケツト)・情報モラルを身につけることの大切さや、不正利用等の事例を通じてネットの危険性やトラブルを防ぐ予防策などを学びます。	45分 (相談に応じます)	無料	各教育事務所 村山教育事務所 TEL0237-86-8313 最上教育事務所 TEL0233-29-1439 置賜教育事務所 TEL0238-88-8240 庄内教育事務所 TEL0235-68-1982	
		保護者・教職員	子どもをネット被害から守るためにネット機器の種類や用語の説明、ネットの危険性や予防策の他、最近の小中学生のネットトラブルの事例などを学び、家族との約束づくりに向けたポイントなどを確認します。	60分 (相談に応じます)	無料		
2	サイバーセキュリティ・カレッジ(山形県警察本部生活安全部生活環境課)	児童生徒、保護者、教育関係者	日常のインターネットの利用を通じた犯罪に関する情報や、ウィルス、迷惑メール、架空請求等の対処方法等について学ぶ	約60分	無料	山形県警察本部生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 TEL 023-626-0110(代表)	
3	e-ネットキャラバン(FMMC:総務省文部科学省支援)	小学5~6年生 中学1年生	ケータイの安心・安全な使い方、使う上での基本的なルールやマナーや、代表的なトラブル事例からトラブルを事前に防ぐために心がけなければならない基礎的なことを学びます。	45分	無料	e-ネットキャラバン事務局(9:30~17:00、土日・祝日除く) TEL: 03-5403-1090 FAX: 03-5403-1092 ホームページから申し込み可 http://www.e-netcaravan.jp/	講座開催のお申し込みは、開催日の三ヶ月前の月末までにお申し込みください。申込み期限を過ぎたご希望の場合は事務局へお問い合わせください。
		中学1年生~ 高校3年生	ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安心・安全な使い方、使う上でのルールやマナーや、代表的なトラブル事例・最近の事例からトラブルを事前に防ぐために心がけなければならないことを学びます。	50分	無料		
		保護者 教職員	子どもに迫るネット危機の実態を学び、その予防と問題解決のために、家庭でどのようなネット安全教育を実施すればよいかを考える。	60~90分	無料		
4	みんなで考える情報モラルとコミュニケーション(LINE株式会社)	小学生(高学年)、 中学生、 高校生	インターネットを使うときに気をつけること、考えること(講演形式)	45分~50分	無料	LINE安心安全ガイドHPから申し込み http://line.me/safety/ja/workshop.html	
		小学生(高学年)、 中学生	「楽しいコミュニケーション」を考えよう!(ワークショップ形式)	45分~50分	無料		
		保護者(小学校高学年~ 中学校)、 教職員	LINEのご紹介と子どもがインターネットを利用する際の注意事項(講演形式)	60分~120分	無料		

	講習会名称	対象者	講習内容	所要時間	費用	申し込み先	備考
5	「KDDIケータイ教室」安心・安全講座（KDDI株式会社）	小学校 中学年	初級コース ケータイ・スマホをまだ持っていない、または、持ち始めて間もない子どもたちに起こりやすいトラブル事例を、親しみやすいキャラクターのアニメーションでご紹介します。それを振り返りながら、どんなルールやマナーが必要かを考えます。"	約45分		問合せ先： KDDIケータイ教室事務局 【電話】 0120-925-525/03-6678-0807 (10:00～17:00土日・祝日除く) 【Email】 keitai-csr@kddi.com HPからの申し込み先 http://www.kddi.com/corporate/csr/lesson/	お申し込みは、ホームページの申込書をダウンロードの上、開催希望日の1か月前までにご提出ください。できるだけ多くの学校にお伺いしたいと思いますので、クラス単位ではなく、学年単位等にまとめてお申込みいただきますようお願いいたします。
		小学校 高学年～中学生	中級コース 小・中学生に起こりやすいトラブル事例を、「怖さ」を実感いただける動画を使って紹介。トラブルを回避するためのポイントや、万が一トラブルに巻き込まれてしまった場合の対処法をお話します。	約50分	無料		
		保護者・ 教職員	保護者・教職員向けコース 子どもたちのケータイ・スマホ利用の現状やトラブル事例等をご紹介するとともに、ケータイ・スマホを安心・安全に使うために注意するポイントや取り組んでいただきたいことなどをご説明いたします。	約60分	無料		
6	情報モラル講演会（情報教育研究所）	小学生 （低学年）	「ともだちは、なにをしているのかな？」講座 絵本を通し、「友達」について考えさせ、絵本の内容とは切り離し、身近な体験を繰り返し問い掛けながら、「友達には友達の都合がある」と体感として伝える。その後、発展させ、情報モラルと関連づけをさ感覚的な理解ができる授業。	約45分	無料 （交通費必要）	情報教育研究所のHPから申し込み http://www.jkk-org.or.jp/moral/lecture/request/	学校の要望に応じて授業内容をアレンジいたします。HPで指導案をご確認の上お問い合わせください。尚、交通費のご負担をお願いいたします。
		小学生 （中学年）	「目玉焼き事件は、なぜおきたか？」講座 よくあるエピソードから、「自分とは考えの違う人もいる」ことに気付かせる。さらに、簡単な実験を行い児童は、「言葉だけでは伝わらない」と気づくことで、「相手の顔を見て話すのが大切」と学びます。授業後に関連した絵本の読み聞かせをします。	約45分	無料 （交通費必要）		
		小学校 （高学年）	「ホントにホントに、本当なの？」講座 インターネットで調べ学習をする際、どうすればより正しい情報を得ることができるようになるのか、サザエさん一家の年齢を事例として、正しい情報の見分け方、インターネット上にある情報の活用方法を学習テーマとします。また、情報発信する際の注意点を学びます。	約45分	無料 （交通費必要）		

	講習会名称	対象者	講習内容	所要時間	費用	申し込み先	備考
7	インターネット・スマホ・ケータイインターネットを安全に利用するには(違法・有害情報相談センター(総務省支援))	小・中・高校生、および保護者、地域住民の皆さん等	「インターネット・スマホを安全に利用するには」インターネット・スマホ等を安全に利用するにはどのような注意が必要か、どこに気をつければよいのかを、小・中・高で発生している具体的な事例を交えて説明する。	50～60分	無料(交通費実費)	違法・有害情報相談センター教育活動(講座申込み) メール: info@ihaho.jp または 電話: 03-5644-4800でご連絡ください。 (「安心協の出前講座について」とご連絡下さい)	講座開催回数に限られており、ご希望に添えない場合もあります。交通費は実費負担でお願いいたします。
		小・中・高校の教員、教育委員会の職員、地域の生活指導員等	「インターネット・スマホで起こる問題対処法および子供たちへの伝え方」インターネット・スマホ等の利用上の注意点とモラルについて小・中・高で発生している具体的な事例を交えて説明する。 ネット上の違法・有害情報に関する通信業界の取り組みなど、プロバイダ責任制限法や関連ガイドライン等の説明を盛り込むことも可能です。	60～90分	無料(交通費実費)		
8	スマホ・ケータイ安全教室(株式会社NTTドコモ)	小学生高学年	自分にも起こり得る身近なトラブルについての気づき、スマートフォン・携帯電話を安全に使うためにはルールとマナーを守ることが必要であることをアニメーションまたはスライドを使用して説明	45分	無料	NTTドコモ『スマホ・ケータイ安全教室事務局』 電話: 0120-707-360 (10:00～17:00、土日・祝日・年末年始を除く)	開催希望月の前々月の10日までにお申込みください。上記期間外のお申込みは、事務局までお問い合わせください。
		保護者・教員・PTA・地域コミュニティ団体	子どもたちを守る術、子どもたちが上手にスマートフォンや携帯電話を使えるようになるために、どのようなことに注意すべきかを具体的な事例をスライドで紹介しながら説	50分	無料		
9	情報モラル授業プログラム(ソフトバンク株式会社)	教員	正しいケータイやスマートフォンの使い方やマナー・モラルなどについて子どもたちに授業で教える情報モラル教育の模擬授業	50分	無料	「考えよう、ケータイ」HPから申し込み http://ace-ppo.org/info/kangaeyou/index.html	
		保護者	家族で決めるケータイやスマートフォンのルールづくりや、コミュニケーションの取り方について、保護者向けに参加型の講座を開催	50分～100分	無料		
10	インターネットを安全に使うために(ニフティ株式会社)	小学校5年生(4年生、6年生の実施も可能)	出前授業形式でインターネットを正しく安全に使うために大切なことを学習します。3つの動画を見ながら、ワークシートを使って課題や気づきをみんなで一緒に考えていく内容で、子供たちに分かりやすく授業を進めていきます。	45分	無料	ニフティ株式会社 メールアドレス: kouken@nifty.co.jp HPから申し込み http://www.nifty.co.jp/csr/	
		保護者・教員・自治体関係者	子供たちがインターネットで被害者にも加害者にもならないようにするために、家庭や学校で必要な情報モラルの心構えを多くの事例を見ながら学んでいきます。	45～90分	無料		

	講習会名称	対象者	講習内容	所要時間	費用	申し込み先	備考
11	事例に学ぶ情報モラル～正しく怖がるインターネット～(グリーン株式会社)	小学校5年生～社会人保護者、教職員、一般の方	インターネットは、日々の生活を豊かにしてくれる反面、ちょっとした誤解や不注意で、人生に大きな影を落としてしまうこともあります。インターネットの特性を、実例を用いて説明しながら、講演全体を通じて「求められるモラルは日常生活と変わらない」ということを確認します。	45～70分 調整可能	無料	グリーン株式会社 啓発講演受付HPから申し込み http://corp.gree.net/jp/ja/csr/statement/internet-society/educational-	予約は、実施希望日6か月前の月初からお受けいたします。申し込みが多数となった場合には、ご希望に添えない場合がございます。
		小学生低学年	「いっしょに考えよう!スマホやゲームをする時の注意点」 スマホってなあに? こんな時、どうする? クイズ:スマホやゲーム利用する時に気をつけることは?	45分～90分	無料	DeNAのHPから申し込み http://dena.com/jp/csr/learning/b-trip.html	平日、休日、日中、夜間いずれも調整可能です。夏休みや冬休み中等の実施も可能です。まずはご連絡ご相談下さい。
12	DeNA ケータイ/インターネットを安心・安全に楽しむための講座(株式会社ディー・エヌ・エー)	小学生 中学年～高学年	「スマホやインターネット利用時のトラブル事例と回避策について」 無料通話アプリやゲーム・SNSサイトについて 小学生のトラブル事例と回避策について スマホ、インターネット利用にあたって小学生に考えてほしいこと	45分～90分	無料		他の学校、施設等とプログラム実施日が重複した場合は別途調整させていただきます。
		中学生	「スマホやインターネット利用時のトラブル事例と回避策について」 無料通話アプリやゲーム・SNSサイトについて 中学生のトラブル事例と回避策について スマホ、インターネット利用にあたって中学生に考えてほしいこと	50分～100分	無料		
		保護者 教員	「スマホやインターネット利用時のトラブル事例と回避策について」 ～スマホ体験講座～(DeNAが実機を持参します) 無料通話アプリやゲーム・SNSサイトについて 子どもたちのトラブル事例と回避策について スマホ実機体験 親子のコミュニケーション、ルール作りについて	45分～120分	無料		

参考:「安心ネットづくり促進協議会ホームページ」<http://www.good-net.jp/>

なお、「安心ネットづくり促進協議会ホームページ」には、ネット関連の指導用資料・コンテンツへのリンク集もありますのでご活用ください。

教職員のICT機器利活用に係る基本ルール

平成27年11月10日

山形県教育委員会

●基本ルール策定の目的

教職員がスマートフォンやパソコン等のICT機器を個人的に利用する際、又は校務で活用する際、不適切な取り扱いをすることで、非違行為につながったり、県民からの指摘を受けたりする事案が複数発生している現状を受け、信頼される学校教育を推進する観点から、私用で機器を扱う際も含めて、特に守るべき基本的なルールやモラル、留意点を提示し、教職員の意識の徹底を図る。

●県内で発生したICT機器使用関連の不祥事

- ①中学校教諭が学校生活の相談を受ける中でメールにて私的な連絡を行い、自家用車で生徒と2人で出かける等の行為を複数回繰り返した事案。また、高校教諭が生徒と私的なメールを繰り返し、体に抱きつくなど不適切な行為をした事案。(停職1年 依願退職 H27)
- ②中学校教諭が、私物のパソコンを授業で使う際、誤ってわいせつな画像を生徒の目に触れさせた事案。(減給3月 H27)
- ③高校教諭が、ネット上の掲示板に誤ってわいせつな画像を載せ、警察から取り調べを受けたが、所属長にその報告を行わなかった事案。(減給1月 H27)
- ④高校教諭が、インターネットオークションでわいせつな画像を録画したビデオCDを販売した事案。(懲戒免職 H17)

●県外で発生したICT機器使用関連の不祥事

- ①高校教諭が女子生徒に個別指導中、通信アプリのIDを交換し、メッセージを送り合う中で好意を持つようになり、2度にわたり自家用車内でキスをした事案。(懲戒免職 H27 東京都)
- ②小学校教諭が、知人を誹謗中傷するメールを自宅のパソコンから県内の教育関連施設数か所に送り、被害者から相談を受けた県警が捜査し、逮捕された事案。(停職3月 H27 長野県)
- ③小学校教諭が、商業施設で拾った現金を警察に届けず、「大切に使います」とSNSに書き込み、それを読んだ県民から指摘を受けた事案。(戒告 H26 新潟県)
- ④中学校教諭が、生徒の個人情報情報を保存した記録媒体(USBメモリ)を、部活動で使用した公共の体育施設に置き忘れ、紛失した事案。(戒告 H27 北海道)

5項目の基本ルール

ICT機器の利用・活用について、認識の甘さや知識の少なさから、非違行為や違法行為を起こすことのないよう、教職員として特に守るべき基本ルールを5項目に整理し、それぞれの注意事項を次に示す。

1 メール（電子メールやSNS等）の活用に係る基本ルール

- (1) 児童生徒や保護者との私的なメールは行わないこと。生徒指導、教育相談はメール以外の手段で行い、必ず組織で対応すること。
- (2) 部活動の連絡等、公務で活用する際は、所属で定められたルールに従い慎重に行うこと。
- (3) 勤務時間中に、私的なメールは行わないこと。

2 ネットへの書き込み、写真投稿、SNS等の利用に係る基本ルール

- (1) SNS等への書き込み、写真のアップ等は、私用であっても、教職員であるという自覚を常に持って行うこと。
 - ・名前を載せていなくても、教職員の投稿だと特定され、保護者や県民から指摘を受けることがある。
- (2) SNSやゲームサイト等で知り合った人とのトラブルに注意すること。
 - ・インターネット上で軽い気持ちで発言（書き込み）したことが、相手の感情を傷つけ、慰謝料を求められるようなトラブルに発展することがある。
- (3) 無責任、軽率な書き込みや投稿は行わないこと。
 - ・誤って不適切な画像を投稿し、非違行為として扱われることがある。

3 授業でICT機器を活用する際の基本ルール

- (1) 授業では原則、私物のパソコンやタブレット、スマートフォンを活用しないこと。ただし、教育委員会及び所属長の定めたルールに則り適正に活用する場合には、この限りではない。
- (2) 所属長は授業で活用する際のルールを明示し、日頃から職員に周知徹底すること。また、必要に応じて当該ルールの点検を行うこと。
- (3) 不適切かつ不要な情報が提示されないことがないよう、授業での活用時には事前のチェックを確実に行うこと。
- (4) 授業の教材にインターネット上の情報を用いる場合には、情報の信頼性や中立性など教材として適正か、複数名によるチェックなどを通して十分に精査すること。

4 著作権、肖像権等の侵害、その他の違法行為防止に係る基本ルール

- (1) 著作権や肖像権を侵害するアップロード、ダウンロードは違法であると認識し、行わないこと。
 - ・画像や動画等を無断で使用することで、著作権や肖像権等を有する者から訴えられることがある。
- (2) ファイル交換・共有ソフトの利用について、違法なアップロード、ダウンロードにならないよう注意すること。
- (3) 学校ホームページ等に児童生徒の画像を載せる際は、教育委員会及び所属長の定めたルールに則り適正に行うこと。また、その手続きを常に確認すること。

5 個人情報流出・ウイルス侵入の防止に係る基本ルール

- (1) 個人情報流出やウイルス侵入の危険性を十分認識し、教育委員会及び所属長の定めたルールに則ってICT機器を利活用すること。
- (2) 原則、個人情報や機密事項に関わる電子データを、学校外に持ち出さないこと。
 - ・成績等、児童生徒の個人情報が含まれた電子データを記録媒体に保存して学校外に持ち出し、紛失したり盗難にあたりすることがある。
- (3) 児童生徒の写真や学校の関係資料等を個人のブログ等に載せないこと。
- (4) 基本ルール3(1)を踏まえた上で、校内LANや校務パソコンには、ウイルス対策を行っていないパソコンや記録媒体を接続しないこと。
 - ・私物パソコンで作成した電子データを校務パソコンに記録媒体で取り込む際、私物パソコンに侵入していたウイルスが校務パソコンに侵入することがある。

ICT機器利活用に係る不祥事防止の基本的な観点

ICT機器の利用・活用に起因した不祥事が発生することがないように、教職員として重視すべき観点を「心構え・モラル」「知識・スキル」の2項目に整理し、その内容を次に示す。

1 心構え・モラルの観点

- (1) 教職員の自覚
 - ・まずは一人一人の心構えが重要。特に私用でSNSを利用する際に自分が教職員であることを強く意識する。
 - ・メール等で生徒とつながり、生徒指導や教育相談を行うことの危険性について認識する。
- (2) 職場での情報の共有化
 - ・他校等で起きた不祥事案の情報について職場で共有し、自分にも起こりうるということ意識する。
 - ・メール等で生徒から相談を受けた場合には、関係職員と情報を共有するなど、組織的に対応することが重要である。
- (3) 情報セキュリティポリシー等の遵守
 - ・教育委員会、所属長が定めた情報セキュリティポリシー等に基づくルールを遵守する。

2 知識・スキルの観点

- (1) 知識不足に起因する非違行為の防止
 - ・知識として知っていれば「想像力」も働き、不祥事につながる前に防ぐことができるため、ICT機器利活用に係る情報を積極的に収集することが必要である。
 - ・ICT機器の利便性と併せて、その利活用は個人情報流出等の非違行為につながる危険性があるという認識を持つ。
- (2) 教職員研修の実施
 - ・県教育センター、市町村教育委員会（視聴覚センター等を含む）からの支援により、情報セキュリティやネット・エチケット等について知識やスキルを高める研修を行う必要がある。

ICT機器利活用：ベーシックチェックリスト

ICT機器の利用・活用に係り、特に基本となるルールやモラル、留意点について、常日頃から実行すべき内容（＝ベーシック）を、チェックリストとして示す。

校内研修会等において適時活用し、それぞれのチェック項目について、個人として組織として振り返り、遵守すべきポイントを再認識し、職場内の話し合いに生かすこと。

【ICT機器利活用：ベーシックチェックリスト】

《個人リスト》 「しない」ことのチェックリスト

- 児童生徒や保護者との私的なメールは行わない。
- 勤務時間中には、私的なメールやSNS等を行わない。
- 授業では、私物のパソコンやタブレット、スマートフォンを使用しない。
- 授業前の事前チェックが行われていない状態で、ICT機器を活用しない。
- 著作権や肖像権等を侵害するアップロード、ダウンロードを行わない。
- 個人情報に関わる電子データを、学校外に持ち出さない。
- ウイルス対策を行っていないパソコンや記録媒体を、校内LANや校務パソコンには接続しない。

《組織リスト》 「する」ことのチェックリスト

- 管理職はICT機器活用のセキュリティポリシーが適切なものとなるよう、必要な見直しを行っている。
- 管理職はICT機器活用のセキュリティポリシーを職員に明示し、周知している。
- 職員会議等の場を用いて、基本ルールの周知を年度内に複数回行っている。
- 管理職は職員のICT機器活用の実態を常に把握し、適切に指導を行っている。
- ICT機器活用の担当する情報教育担当者等を、校務分掌に設定している。
- トラブル発生時の対応など、ICT機器活用の危機管理体制が整えられている。
- ICT機器の適切な利活用のため、必要となる研修を定期的に設定している。
- 個人情報保護に配慮した情報を、学校ホームページ等に掲載している。

<参考>

●教職員のICT機器利活用に係る本県の通知（私的メールの禁止等）

- ・平成27年2月20日 教育長通知
「学年末・始め休業における児童生徒及び教職員の事故防止等について」
- ・平成27年6月1日 義務教育課長、高校教育課長通知
「情報通信機器の利用に関わる教職員への注意喚起について」